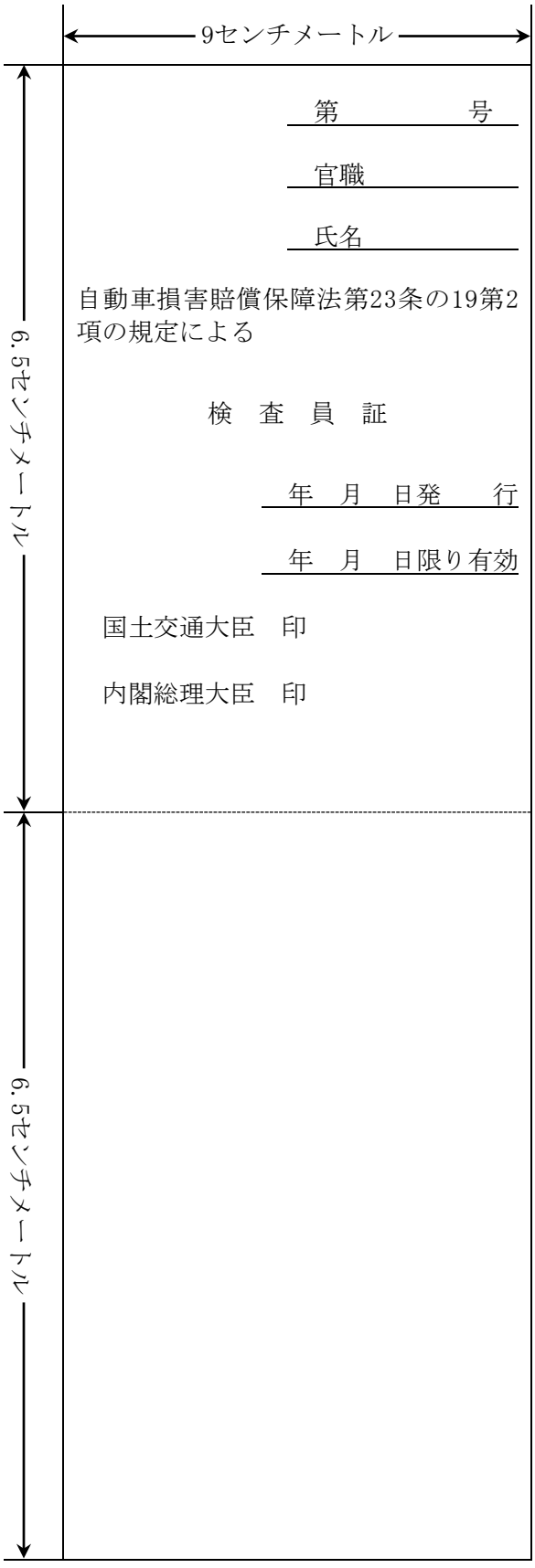
第一号様式(第二十五条関係)

(表)



第　　号

官職

氏名

自動車損害賠償保障法第23条の19第2項の規定による

検　査　員　証

年　月　日発　　行

年　月　日限り有効

国土交通大臣　印

内閣総理大臣　印

(裏)

自動車損害賠償保障法抜粋

第23条の2　国土交通大臣は、第11条から前条までの規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、保険会社に対し、責任保険の業務に関し報告をさせ、又はその職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、責任保険の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第1項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第23条の19　国土交通大臣及び内閣総理大臣は、紛争処理業務の公正かつ適確な実施の確保に必要な限度において、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、指定紛争処理機関に対し、紛争処理業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定紛争処理機関の事務所に立ち入り、紛争処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　第23条の2第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

第88条の2　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定紛争処理機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1)、(2)　略

(3)　第23条の19第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。